

第4回 湖西市一般廃棄物処理業等合理化検討審議会 会議録(要約)	
開催日時	令和元年9月6日(金) 14:00~16:00
開催場所	健康福祉センター 3階 研修室
出席者	(委員) 5人 片桐委員、河合委員、菊地委員、増田委員、間淵委員 (湖西市) 11人 相澤環境部長 廃棄物対策課: 山本課長、木下課長代理、内山係長、井口、河合、三浦、松本 下水道課: 鈴木課長、片山課長代理、日恵野
内容	1 開会あいさつ 2 委員長あいさつ 3 協議事項 (1) 合理化事業の実施判定フロー (2) 合理化事業に係る影響の判定 (3) 代替業務提供額と清掃手数料の減収推計額 (4) 合理化事業の算定方法 (5) 合理化事業の実施期間と見直し (6) 仕組みの見直しに伴う代替業務の考え方 (7) 転廃交付金の考え方 (8) その他参考(算式等で使用する数値等) 4 次回の開催予定 5 事務局からの連絡事項

発言者	発言内容
-----	------

- 1 開会あいさつ
- 2 委員長あいさつ
- 3 協議事項
- 事務局 (1) ~ (3) 説明
- 委員長 まず、1番、合理化事業を実施するに当たって、合理化事業計画の策定を基本とすることの可否について、いかがでしょうか。
- 委員全員 計画をつくるということでいいと思います。
- 委員長 今回合理化事業の見直しを行うにあたっては、その客観性、透明性を高めて、市民に対する説明責任を確保するため、合理化事業計画の策定が基本であるという内容です。これは委員のみなさん賛成ということで、答申に盛り込むことにさせていただきます。
- 委員長 続いて2番、合理化事業に係る影響の判定について。くみ取りについてはバキューム車の減車台数、浄化槽については下水道への転換予測数の減少または清掃手数料の減収に影響度の判定に用いる。これについて、いかがでしょうか。
- 委員 判定の要素としては客観性があり、この方向でよいと思います。また、判断の時点についても、適正なデータを得るためのタイミングとして設定されていますので、特に否定される内容はないと考えます。

委員長　　くみ取り、浄化槽、それぞれの判定基準及び時点につきましては、特に問題がないと判断してもよろしいでしょうか。

委員　　（異議なし）

委員長　　続いて、3番、代替業務提供額と清掃手数料の減収推計額について。資料によると、C社は、下水道供用開始から現在に至るまで、減収推計額と比べて代替業務の提供額がかなり少ない状況です。このような状況に対して措置をする必要があるかどうか。これについて、いかがでしょうか。

私としては、基本は、市の考えである「見直し後の方法により算定した額と現行の業務量に過不足が生じる場合、精算を行わない」ということでよいと思いますが、このような大きな乖離については、何らかの形で措置があってもよいのではないかと考えます。

委員　　今回の審議では、今後についての検討が目的だと思います。今後の計画の中では「計画と実績との比較の中で大きな差が出た場合は精算も考える」といった形で入れてはどうかと思います。過去の方は考慮せず、今後について、そういったものを一言入れておくかどうかは検討してもよいと思います。

委員　　私も、この審議会は、これからのことについての審議であると考えています。今現時点で、関係事業者からの、ご不満の声などは上がっているのでしょうか。

事務局　　代替業務の追加希望などは特段ありません。

委員　　過去の精算を合理化事業に組み込むことについて議論の余地はあると思います。一方で、第1回の資料にあったように、「合理化事業における支援は営業補償ではない」という考えです。その点も考慮し、過去については慎重に考えるべきだと思います。

委員　　精算を行わないことについては、過去の合意によるものなので、やむを得ないと思います。では今後について検討する際に、上積みすることが可能かどうかという、それは異質のものなので、できないのではないかと。過去については、多少やむを得ないんだろうなという感覚です。

委員　　私も、将来のことを考える際には、過去の精算は行わないことが基本だと思います。C社のような事態については、将来の問題として、きちんと客観的かつ公正に考えていくことが第一だと思います。

委員長　　過去の精算については基本的には行わない、ということで合意をしていただけだと思います。

合理化事業計画を策定するに当たって、今後の著しい影響をどう見積もるかということが1つの焦点になるかと思います。過去の代替業務提供実績を勘案する場合には、過去に不利な状況にあった事業者は、さらに不利になってしまう可能性があると思います。

これからの合理化事業について、客観的に透明性をもった答申を出していくということになりますが、過去の実績に差額があることを考慮に入れるか入れないかということも含めて、ある程度検討する余地を残してもいいと思うのですが、いかがですか。

委員　　見直しによる差額の検証作業については、この場になじまない議論となっ

てしまう恐れがあります。ただ、画一的に数字を持ってこようとすると、当然どこかで矛盾が出てくる可能性があります。それを含め、この先の審議で今一度検討すべきではないかと思います。

委員 お二人の意見に賛成します。実態を踏まえて、少し余裕を持った予測をすべきだと思います。

委員長 あくまでも過去のことですので、「過去の実績が合理化事業の算定に反映される場合には一部の事業者に不利益が生じることも想定されるため、その際には一定の考慮をする場合もあり得る」と。曖昧ではありますが、検討の余地を残しておくというような考え方をとらせていただくということでもよろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

事務局 (4)～(8)説明

委員長 4番、合理化事業の算定方法について。転換予測数掛ける単価で計算したケース1、2、3、4につきましては、計算方式がシンプルであることはメリットですが、算入項目は清掃単価のみです。それに対して、補償基準を用いたケース5は、計算方式がやや複雑ですが、営業補償や転業補償、離職者補償なども含めた算定となっており、単年度あたりの代替業務額はケース1から5の中では一番高くなっています。

委員 ケース5の方法は計算式が複雑ですが、考え方としては、一番理解しやすいと思います。利益率など、不確定な数字については検討が必要ですが。

委員 ケース1から4は、計算方式がシンプルとはいえ、期間の設定などによって変動幅が大きい。ケース5は複雑とはいえ、わかりやすい計算式の積み上げです。さらに、提供額を平準化しやすいメリットがあると思います。

委員 ケース5でいいと思います。

委員 ケース5が客観性があると思います。

委員長 委員の皆さん、ケース5の補償基準を用いる方法がよいのではというご意見でしたが、算定方法については、この審議会の核心的な課題となります。今回の審議内容を踏まえて次回、最終的に決定したいと思います。

続いて5番、合理化事業の実施期間と見直しについて。合理化事業計画を何年ごとにするかということについて、事務局からは5年ごとに策定するという提案がされていますが、ご意見、ご質問等をお願いします。

委員 「5年ごと」ということの意味合いについてですが、事業関係者の組合の方から提出された意見書の中に「5年での終了は合特法に反しています」との意見がありました。もし、組合の方のご心配とは違うということがあれば、ここではっきりと説明したほうがいいのかと思います。どうでしょうか。

委員長 事務局、改めて、なぜ5年なのかというところについて説明をいただいてよろしいですか。

事務局 まず、5年で見直す理由についてですが、今後、諸条件について一定の変化が見込まれます。下水道の計画、代替業務自体の積算の基準、業務そのものの見直しなど、変化に柔軟に対応するため考えたものです。

「合理化事業は5年で終了するのか」というご意見に対しては、市の提案

では補償基準を用いて積算をすることで、12.5年相当分の補償が算入されま
す。それを5年で提供し、5年間経過後はそこで見直すということになりま
すので、いただいた意見では、そこを心配されているかと思えます。

委 員 先ほどの添付資料3-5の右側の図では、今後25年間の影響を見ています。
この平準化の方法は、25年間の平均をとって、平均額を5年ごとに見直す
という意味合いでよろしいですか。

事務局 そのとおりです。

委 員 合理化事業は、令和2年から6年の5年間で終了というわけではありませ
んよね。

事務局 下水道整備による著しい影響がみられる限り、合理化事業は続きます。

委員長 将来の諸事情変更の可能性も踏まえて、5年ごとに合理化事業計画を策定
し、合理化事業は下水道の接続が完了するときまでは続くと考えてよろしい
ですか。

事務局 接続が完了するまで、著しい影響があるかどうかを観点に続けていくと考
えております。

委 員 第1回審議会の事務局の説明では、添付資料3-5左側のシミュレーショ
ンの最初の5年間分を提案していたと思えます。これを見ると5年で終わっ
てしまうような計画に見えますが、右側の平準化の方法を使う場合ですと、
25年間を見越しての計画になると思うんですよね。組合からのご意見は、第
1回で市が示した計画に対するものですので、その辺りで少し違いがあるの
かなと思えます。

委員長 合理化事業自体が5年で終了するというのではなくて、あくまでも合理
化事業の基本となる合理化事業の計画については5年ごとに策定していく。
このことについても、非常に核心的な部分だと思えますので、次回最終的に
決めていければと思えます。

それでは、6番、仕組みの見直しに伴う代替業務の考え方ということで、
業務の安定化の観点から、とりわけ激変緩和等の措置適用についてご意見を
いただければと思えます。

委 員 前の段階と直近の数字と見比べていったときに、やはり半分以下の数字に
なると、やはり激変と感じます。何らかの配慮については一考すべき問題で
はないかと思えます。

委員長 仮に激変緩和を行う場合に、その期間についてはどうでしょうか。

委 員 最長でも5年ではないかと思えます。ただし、代替業務から外れた業務が
入札等になった場合でも代替業務を受注していた業者が落札できれば、業務
量としては激変しないということも有り得るので、その点の措置は難しいと
思えます。

委 員 新しい見直し基準を適用したときに合理化事業全体の枠として激変が生じ
るのであれば、各社にとって激変するしないに関わらず一律に激変緩和措置
を行うべきか。この点はまだ議論が必要ですね。

委員長 大きく変動があった場合には何らかの措置というのは必要なのではないか
ということで、次回さらに突っ込んで議論をしていければと思えます。

委員長 協議事項の7番、転廃交付金の考え方、8番、その他参考（算定式等を使用する数値等）につきまして、事務局より御説明をしていただきたいと思います。

事務局 (7)・(8)説明

委員長 くみ取り、浄化槽汚泥の業務を同時に廃業する場合は、収集車両数に応じて転廃交付金を交付する。また、浄化槽清掃は許可するがくみ取りを委託しない、という場合は、代替業務を提供する。また、自己都合による廃業は転廃交付金の交付対象外とする。この考え方につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委員 (異議なし)

委員長 それでは、転廃交付金については、このような考え方のもと、次回、具体的な算定について検討していただきます。

委員長 では、最後、8番、その他参考（算定式等を使用する数値等）について。補償基準を用いる場合の利益率の考え方につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 代替業務の利益率を10%として設定することについては、一般的な基準を用いるというよりも、市が代替業務を出すときに10%利益が出るような形で委託すればよいと思います。

委員 利益率は、各事業者ごと、あるいは地域ごとで変わってくるので、どこかを参考にして当てはめることは非常に困難です。ここで改めて利益率自体の算出をしないおすとすると変化が激し過ぎると思うので、市がこの数字で決めたのであれば、このルールで計算を実行していくべきだと思います。

委員 実態に合わせるよりも、ある程度規範的な、一般的に用いられている一種の適正利益率のようなもので計算して差し支えないと思います。

委員長 事業者の御協力が得られて、過去の利益率の実態がわかるようでしたら、それも次回出していただいて、その上で、もしそんなに4%や10%と差がないようであればどちらかを採用すると。あるいは、出していただけないようであれば、この4%、10%という数字でもいいのかなというふうに思いますので、こちらについても、次回、改めて決めていきたいと思います。

協議事項はこれで終了とさせていただきます。

4 次回の開催

5 事務局からの連絡事項

[午後16時00分 閉会]